

御殿場高校いじめ防止等のための基本的な方針



令和8年9月

静岡県立御殿場高等学校

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

第2章 組織の設置

第3章 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめの未然防止
- 2 年間指導計画

第4章 いじめの早期発見・早期対応

- 1 生徒の実態把握
- 2 いじめへの早期対応
- 3 いじめに対する措置

第5章 重大事態への対応

- 1 重大事態の定義
- 2 いじめ重大事態対応委員会
- 3 調査
- 4 報告及び情報提供

第6章 いじめ相談窓口等

- 1 御殿場高校ハラスメント窓口
- 2 静岡県内の相談機関

静岡県立御殿場高等学校いじめ対応フロー図

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかってこられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかってこられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる等

2 いじめの理解

いじめについて次のように理解し、全教職員が共通の認識を持って対応する。

- ・ いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものである
- ・ いじめの認知件数が多いことは学校や学級に問題があるとする捉え方をせず、「認知こそが対策のスタートライン」とであると認識し、積極的にいじめの認知を行う
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険を生じさせるものである
- ・ 教師側が認知しやすい「冷やかしやからかい、悪口」等の言葉によるいじめだけでなく、第三者の目に見えにくく教員の把握と乖離が生じやすい「仲間はずれ、集団による無視」などの態様についても、小さな変化を見逃さないようより、一層注意深く生徒の観察を行う
- ・ いじめは時として生命又は心身に重大な危険を生じさせるものである
- ・ 多くの生徒が入れ替わりながらいじめる側、いじめられる側両方の立場を経験することもある
- ・ はやし立てる生徒（観衆）、見て見ぬ振りをする生徒（傍観者）の存在がいじめを助長することがある
- ・ いじめは周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い
- ・ いじめは規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起きることがある

- ・ いじめは仲良しグループの中で起きることも多い
- ・ いじめを受けている生徒がいじめを受けていることを認めないことが時としてある
- ・ いじめている生徒に自分がいじめをしているという認識が薄いことが時としてある
- ・ 学校や教員の側にいじめを解決する誠意と能力があるという生徒からの信頼があれば、いじめについての情報が生徒から寄せられることが多い
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある
- ・ 「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もある
- ・ いじめに該当するかどうかの判断を特定の教職員のみで行うことは、重大な見落としや誤った解釈を招くおそれがあるため、必ず「いじめ防止等対策委員会」を活用し、情報を共有して複数の目で判断する

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

授業や学校行事、部活動をはじめとする学校の教育活動全体を通して、生徒一人ひとりの人権を尊重し、互いの個性を認め合える人間関係やいじめを許さない学校風土をつくる。また、生徒の自主的な活動や体験活動を支援し、自己有用感や規範意識、思いやりの心を育む。

(2) いじめの早期発見

安心安全アンケート、日常的な生徒の観察、定期面談、生徒や保護者からの申し出等により、いじめのＳＯＳやわずかな変化を早期に発見する。

明確な理由のない欠席や身体症状による連続欠席等についてもいじめの兆候の可能性を考慮し、組織的に実態把握に努める。

(3) いじめの早期対応

いじめを把握した場合は、いじめを受けた生徒の安全確保を最優先とし、速やかに「いじめ防止等対策委員会」を中心とした組織的な対応を行う。保護者と迅速に事実関係を共有して協力関係を構築するとともに、事案に応じて外部関係機関と適切に連携する。

第2章 組織の設置

本校におけるいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等を組織的かつ実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

【常任構成員】

校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談主担当、養護教諭

【必要に応じて加える構成員】

クラス担任、学年主任、学科長、部活動顧問等の関係職員、生徒課職員、特別支援コ

ーディネーター

【必要に応じて加える外部専門家等】

スクールカウンセラー（以下、「ＳＣ」）、学校医、看護師、警察関係者等、外部の専門的知識や経験を有する者

ただし、重大事態が発生した場合は、「いじめ重大事態対応委員会」を設置する。（第５章参照）

第３章 いじめの防止等のための対策

１ いじめの未然防止

いじめを未然に防止するために、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

（１）人権教育・道徳教育の推進

御殿場特別支援学校及び社会福祉施設との交流や、すべての教育活動を通じた人権・道徳教育（情報モラル教育を含む）を通して、生徒が互いの個性を認め合い、人として互いに支え合い共に生きる社会の実現を目指す心と態度、人権感覚を育てる。

（２）キャリア教育の推進

LHRや各科における教育活動を通して、地域社会の一員である職業人として考え行動できるよう、自己理解を深めるとともに、ソーシャルスキル、コミュニケーション能力、規範意識、マナーなどの基本的資質・能力を育成する。

（３）服育指導の推進

制服を正しく着ることで、本校の生徒としての自覚を持ち、高校生らしい態度やマナーを身に付ける。

（４）生徒の主体的な活動の場の設定

日々の授業や学校行事等において、生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ役立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じ取れる“絆づくり”を進める。

（５）配慮を要する生徒への支援

個別の配慮を必要とする生徒の特性や社会的・文化的背景を正しく理解し、組織として日常的かつきめ細やかな支援及び指導を行う。

（６）生徒一人ひとりの思いを受け止め支援する体制の充実

教育相談室を中心としたＳＣ等による教育相談体制の拡充、生徒面談等の実施により、支援体制の充実を図る。

（７）欠席対応の基準（原則）の設定

明確な理由のない欠席や、頭痛・腹痛・不眠・無気力などの身体症状による欠席が続いた場合は、いじめを起因とするＳＯＳの可能性を考慮し、全教職員で共有された基準（原則）に基づき個々の教員の判断に委ねず速やかに組織対応につなげる。

（８）保護者や地域への啓発と連携

校外での生徒の様子に対しても気を配り、保護者や地域に対して、PTA支部懇談会、三者面談等を通して、いじめに関する情報の共有や早期相談への協力などを啓発する。

(9) 教職員の資質向上

年間計画に基づき校内研修を計画的に実施し、教職員の指導力や見識を高めるとともに、人権感覚の高揚を図る。

(10) 学校評価による取組の改善

本方針に基づく取組に係る達成目標を設定し、学校評価や学校評議員会等を通じて目標の達成状況を評価する。

2 年間指導計画

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
4 月	・職員研修（いじめ防止等基本方針について）		○	
	・入学式 ・始業式 ・対面式	○		△
	・学校いじめ防止等基本方針について周知	○		○
	・昼休み校内巡視		○	
	・情報モラル研修 ・1年生初期指導	○		
	・校内研修（いじめ防止啓発強調月間（4～5月）について）		○	
	・生徒総会 ・生徒地区会	○		
5 月	・面接週間	○		
	・PTA 総会 ・学年懇談会			○
6 月	・授業公開週間		○	
	・服育講話	○		
	・安心安全アンケート実施① ・保護者向アンケート実施	○		○
	・いじめ防止等対策委員会①		○	
	・体育大会（応援練習期間を含む）	○		
	・学校運営協議会①			○
7 月	・三者面談	○		○
9 月	・面接週間	○		
10 月	・御高祭（準備期間を含む）	○		
	・安心安全アンケート実施② ・保護者向アンケート実施	○		○
	・いじめ防止等対策委員会②		○	
	・学校運営協議会②			○
	・保育体験実習（1年）	○		
11 月	・オープンスクール			○
	・授業公開週間		○	
	・クロスカントリー大会	○		
12 月	・修学旅行（2年） ・学年行事（1、2年）	○		
	・特別支援学校との交流（3学科）	○		

	・球技大会	○		
1 月	・面接週間	○		
2 月	・安心安全アンケート実施③ ・いじめアンケート実施	○		○
	・いじめ防止等対策委員会③		○	
	・学校保健委員会		○	
	・学校運営協議会③			○
3 月	・生徒総会	○		
通年	・教育相談室会議（週 1 回）		○	
	・教育相談（常時） ・スクールカウンセリング（週 1 回）	○		○

第 4 章 いじめの早期発見・早期対応

1 生徒の実態把握

本校では、いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、以下のような多角的な方法でいじめの S O S やわずかな変化を早期に察知し、実態把握に努める。

- ・担任、副担任、教科担当、部活動顧問、学年主任等による日常的な生徒の観察
- ・教育相談室会議を週 1 回の定期開催による、気になる生徒の情報交換・確認
- ・授業支援ツール「C ラーニング」を活用した毎日の健康観察
- ・学校支援ツール「NiCoLi」を活用した月 1 回の心の健康状態の把握
- ・5 月、9 月、1 月の面接週間等を活用した積極的な情報収集
- ・保健室来室生徒との会話や状態の観察
- ・明確な理由のない欠席や、頭痛・腹痛・不眠・無気力等の身体症状による連続欠席等、欠席対応基準に基づく早期の背景確認
- ・生徒・保護者からの情報提供
- ・年 3 回実施する「安心・安全な学校づくりアンケート」と「保護者アンケート」の実施と分析
- ・S C 等による専門的な教育相談
- ・警察、児童相談所等、近隣学校等の関係機関からの情報提供

欠席が続いた場合の対応（原則）

- 体調不良等、欠席の原因が明確でない連続 3 日間の欠席があった場合は、電話等により詳細な聞き取りを行う。
- 体調不良等、欠席の原因が明確でない連続 5 日間の欠席があった場合は、学年主任、担任、養護教諭、教育相談主担当及び管理職を構成員とする関係者会議を開催する。なお、必要に応じて、学科長その他の関係職員を構成員に加えるものとする。

2 いじめへの早期対応

いじめの情報を把握したときには、特定の教職員が抱え込むことなく速やかに「いじめ防止等対策委員会」へ報告・情報共有を行う。

委員会において事実関係の確認や見立てを行い、学校組織として対応方針を決定する。

いじめの把握・相談・通報



いじめ防止等対策委員会への報告・情報共有

(特定教員の抱え込みを防止し、組織で認知)



いじめ防止等対策委員会による情報の整理・事実関係の確認と協議

(聞き取り調査等の情報を総合的に判断し、「いじめ防止等対策委員会」がいじめの認知を行う。さらに、判定結果・経過等は速やかに静岡県教育委員会へ報告する。)



いじめ防止等対策委員会による組織的対応の実施

【委員会の協議結果に基づく対応（例）】

- ・情報が不足している場合：関係教職員、生徒、保護者等からの更なる情報収集
- ・軽微な事案・日常的指導で対応可能な場合：学年部、担任、部活動顧問等による継続的な指導・見守り
- ・精神的なケアが必要な場合：教育相談室、ＳＣ等による教育相談
- ・生徒指導規程等に該当する場合：生徒課との協議に基づく適切な指導
- ・校内組織のみで対応・解決が困難な場合：関係機関（児童相談所等、民生委員、医療機関、警察署 等）との連携に向けた協議・手続き

(近隣の連携先外部機関一覧)

- 御殿場警察署生活安全課 電話 0550-84-0110
- 御殿場市子育て支援課 家庭児童相談室 電話 0550-82-4028
- 御殿場市健康福祉部 子ども保育課 子ども家庭センター
(交流センター「ふじざくら」 電話 0550-70-6821)
- 御殿場市社会福祉協議会 (交流センター「ふじざくら」)
電話 0550-70-6801
- 東部児童相談所 電話 055-920-2085, 055-920-2191
- 静岡県総合教育センター教育相談班 電話 0537-24-9738
- 御殿場特別支援学校 電話 0550-87-8200

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われるときは、教職員は速やかに、「いじめ防止等対策委員会」に報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には、学校設置者（県教育委員会）に報告する。
- (2) いじめが確認された場合は組織的に対応し、いじめの解消を図るとともに再発防止策を講じる。必要に応じてスクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、弁護士等の専門家等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援・配慮、いじめを行った生徒とその保護者に対する継続的な指導・

助言を行う。

- (3) 必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。
- (4) いじめの解決・対応にあたっては、保護者と事実を迅速に共有し、学校と家庭で足並みをそろえて、生徒の安全・安心を最優先にしながら協力関係を構築する。
- (5) いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。
- (6) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていなければならない。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、次のような場合を言う。

- (1) いじめにより、次のように生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
ア 生徒が自殺を企図した場合
イ 心身に重大な被害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合
エ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等
 - (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当な期間（年間30日程度）欠席しているときあるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

2 いじめ重大事態対応委員会

いじめに係る重大事態が発生した場合には、学校は学校設置者（県教育委員会）に報告し、速やかに学校設置者又は学校の判断のもと、重大事態に対処するため、「いじめ重大事態対応委員会」を設置する。委員の構成は、校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談主担当、養護教諭とする。また、必要に応じて、クラス担任、学年主任、学科長、部活動顧問等の関係職員や、生徒課職員、特別支援コーディネーターのほか、SC、学校医、看護師、警察関係者等外部の専門的知識や経験を有する者を加えるものとする。

3 調査

いじめに係る重大事態が発生した場合には、速やかにいじめ重大事態対応委員会によ

り次の調査を行う。なお、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときも、報告・調査の対象とする。

(1) 事実関係を明確にする調査

事態への対処や同種の事態の防止に向け、事実関係を客観的かつ速やかに調査する。具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(2) いじめられた生徒からの聞き取り調査が可能な場合

ア 聞き取り調査が可能な場合

(ア) いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先にして調査を行う。

(イ) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

イ 聞き取り調査が不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

4 報告及び情報提供

- (1) 重大事態が発生した場合には、学校は直ちに学校設置者（県教育委員会）に報告する。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を丁寧に伝える。
- (3) 情報発信・報道対応については、県教育委員会の指示の下、個人情報や人権等に最大限に考慮しながら情報提供を行う。また、初期段階において不適切な対応がなかったと断定したり、断片的な情報で誤解を与えたりしないよう留意する。

第6章 いじめ相談窓口等

1 御殿場高校ハラスメント相談窓口

本校では、ハラスメントに関する相談に対応するため、次の教職員を相談員に指名しています。 ※担任を通しての相談でも構いません。

- | | |
|---------|-------------|
| ● | 相談員の職、氏名 |
| ・副校長 | 勝又 史博 |
| ・教頭 | 池谷 明治 |
| ・保健主事 | 相磯 りか（養護教諭） |
| ・教育相談担当 | 吉田 彩奈 |

- ・生徒に対する不適切な言動・指導（体罰・乱暴な言葉・威圧的な指導等）
- ・教職員に対する不適切な言動・指導、教職員の対人関係（セクハラ・パワハラ）
- ・保護者に対する不適切な言動（電話対応等）
- ・生徒の対人関係（いじめ・不登校等）

学校電話番号 0550-82-0111

又は人権擁護委員が相談に応じます。

対象：年長・小学生、中学生、高校生

受付：平日(年末年始を除く)／午前8時30分～午後5時15分

電話：0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）※匿名相談可

(5) 法務局LINEじんけん相談

「(4) こどもの人権110番」と同様の内容について、ラインで相談できます。

対象：年長・小学生、中学生、高校生

受付：平日(年末年始を除く)／午前8時30分～午後5時15分

ID：@linejinkensoudan ※匿名相談可



(6) 静岡県警少年サポートセンター

少年補導職員が、こどもの非行や家出等の問題行動、いじめ・犯罪の被害を受けたことなどについての相談に応じています。

受付：月曜～金曜／午前8時30分～午後5時15分

電話：080-1605-0771（沼津地区）

静岡県いじめ防止等のための基本的な方針 基本理念

- ・こどもが安心して生活できるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・こどもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめ防止に向けた主体的かつ自主的な取り組みができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめ問題を克服すること。

静岡県立御殿場高等学校 いじめ対応フロー図

1 いじめの疑い・情報を把握

- ◆いじめの現場を発見 ◆生徒・保護者・関係機関からの情報提供 ◆面談 ◆欠席状況
- ◆日常の観察(サイン・変化) ◆安心・安全アンケート ◆教育相談・保健室対応

特定の教員が抱え込まず、即報告

必ず複数の職員で対応

2 組織への報告・情報共有

直ちに、「いじめ防止等対策委員会」へ報告

- 常任構成員
校長・副校長・教頭・生徒課長・教育相談主担当・養護教諭
- 必要に応じて加える構成員
学年主任・担任・学科長・部活動顧問・生徒課職員

4 事実確認・協議

- ◆情報整理 ◆協働体制の確立
- ◆対応方針の決定 ◆いじめの認知の判断

事案の状況により、対応者を決定
(担任・学年主任・教育相談主担当・養護教諭等)

いじめの
疑いの段階で開催
(組織で判断)

3 聞き取り・安全の確保

- 余談を挟まず丁寧に聞く
- できる限り多くの状況
- 聞き取る内容
・いつ ・どこで ・誰が
・何を ・どのように

【聞き取りの際の注意事項】

- ①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
- ③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
- ④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
- ⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

保護者

県教育
委員会

外部機関・
外部専門家

警察

<保護者との連携>

- 情報共有
- 協力関係の構築
- 被害生徒・保護者への支援・配慮
- 加害生徒・保護者への指導・助言

<外部専門家>

- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- スクールロイヤーなど

いじめが解消された状態とは？

- (1)いじめの行為が止んでいること
(少なくとも3か月間)
- (2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

5 組織的対応の実施

(いじめの解消に向けた指導・支援)

- ・情報不足：追加の調査・情報収集
- ・軽微な事案：継続的な指導・見守り
- ・精神的ケア：教育相談室・スクールカウンセラーの連携
- ・適切な指導：生徒指導規程に基づく指導
- ・犯罪行為等：警察との連携
- ・解決が困難な場合：外部機関との連携

いじめ未然防止に向けた取り組み(日常)